

災害及び感染症発生時における防疫措置に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、浦安市に災害又は感染症（以下「災害等」という。）が発生した場合、感染症の発生と流行を防災するための防疫措置に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は災害等の発生時に甲が行う防疫措置に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定に定める災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害等の発生に際し防疫措置の必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる業務（以下「防疫業務等」という。）について、協力を要請することができる。

- (1) 水害時等における防疫活動
- (2) 感染症発生時の消毒活動
- (3) ネズミ・衛生害虫の駆除活動
- (4) 上記の防疫業務等に必要な消毒液等の物品の調達

（要請方法）

第4条 甲は、前条各号に掲げる事項の協力を要請するときは、乙が実施する防疫業務等に必要な事項を文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請を行い、後日、乙に文書を提出するものとする。

（防疫業務等の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫業務等の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫業務等を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫業務等を実施したときは、防疫業務等の完了日から2週間以内に、甲に防疫業務等の内容を文書により報告するものとする。ただし、2週間以内に報告することが困難な場合は、口頭で報告し、後日、これを提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定により乙が防疫業務等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、乙が、甲の要請の範疇を超えて防疫業務等を実施した場合に発生した経費に対しては、甲は負担しないものとする。

2 甲が負担する経費の価格については、災害等の発生直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項において決定した価格に基づき、甲に経費の請求をするものとする。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、防疫業務等に際し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、防疫業務等を実施する場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏洩してはならない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が相手方に対し解除の申出をしないときは、1年間更新されるものとし、それ以降も同様とする。

2 本協定を解除する場合は、甲又は乙が文書により相手方に通知するものとし、甲乙協議の上、解除日を決定するものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定の内容に変更若しくは疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 6月 1日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

甲 浦 安 市

浦安市長 内 田 悦 嗣

千葉県千葉市中央区三丁目3番1号
フジモト第一生命ビル7階

乙 一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会

代表理事 矢 代 秀 明